

■宿泊約款

第1条（適用範囲）

当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規則（以下、「利用規則」といいます。）の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊者の連絡先
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項（2）の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前又は当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 前項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

第4条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。
- (4) 宿泊の申込みをする者又は宿泊しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊客に迷惑を及ぼし、もしくは当ホテルの運営を阻害するおそれがあるとき、及び他の宿泊客又は当ホテルの従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (10) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
- (11) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。
- (12) 法律又は条例に規定する場合に該当するとき。

第5条（宿泊客の契約解除権）

宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 宿泊客が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、当ホテルは、別表第2に掲げるところにより、違約金をお支払いいただきます。

3. 宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（予め予定到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなして処理することがあります。

第6条（当ホテルの契約解除権）

- 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
- (1) 宿泊客が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
 - (2) 宿泊客が、当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるとき。
 - (3) 宿泊客が伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
 - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
 - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (6) 客室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
 - (7) 宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき。
 - (8) 当ホテルの利用規則に違反したとき。
 - (9) 法律又は条例に規定する場合に該当するとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、前項(3)及び(5)の場合を除き宿泊料金の返還はいたしかねます。

第7条（宿泊の登録）

- 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国情地及び入国情年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項

第8条（客室の使用時間）

- 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。
但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムを超えて客室使用に応じることができます。この場合には、お一人様1時間500円（消費税別）の追加料金を申し受けます。
午後1時を超えての使用は、1泊分料金の全額を申し受けます。
3. 前二項に基づき宿泊客が客室を使用できる時間内であっても、当ホテルは、安全及び衛生管理のため客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

第9条（利用規則の遵守）

- 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルの利用規則に従っていただきます。

第10条（営業時間）

- 当ホテル内の各種施設等の営業時間は、各所の掲示、客室内のインフォメーションブック等でご案内いたします。
2. 前項の施設等の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

第11条（料金の支払い）

- 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求したとき、日本円、当ホ

- テルが認めた宿泊券、クレジットカード又は当ホテルが承認する決済手段を用いる方法により、フロント又は当ホテルが指定する場所において行っていただきます。
3. 当ホテルは宿泊客に客室を提供し、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
 4. 当ホテルは付帯サービスを付けた宿泊プランの場合、宿泊客が任意に利用しなかった場合においても、その金額分を申し受けます。

第12条（当ホテルの責任）

- 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の不履行、又は不法行為により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときはこの限りではありません。
2. 当ホテルは、宿泊客の前項の損害に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当するときは、宿泊客の被った損害が填補されない場合があります。

第13条（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

- 当ホテルが宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊契約は失効するものとします。但し当ホテルは、可能な限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の定めにかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、別表第2に掲げる違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料をもって損害賠償とさせていただきます。
但し、客室が提供できることについて、当ホテルの責に帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第14条（寄託物等の取扱い）

- 宿泊客がフロントにお預けになった物品、貴重品又は現金について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。
但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品についてフロントにお預けにならなかつたものについては、宿泊客の自己管理によるものとし、紛失又は盗難等の事故については責任を負いかねます。

第15条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルに連絡があり、これを了解したときに限り、保管するものといたします。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、当ホテルは、原則として出発（チェックアウト）後、1ヵ月間保管致します。プライバシー保護の観点からご連絡は致しておりません。但し、貴重品については、直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。また、飲食物及び雑誌については、当ホテルにて任意に処分させていただきます。
 3. 当ホテルは、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。

第16条（大浴場利用時の手荷物の管理）

- 大浴場を利用する場合には、貴重品又は現金は必ずフロントにお預けしていただくものとします。
2. フロントにお預けになった物品の取扱いは、第14条1項の規定に従うものとします。
 3. 第1項に従った対応をしなかつたことにより生じた損害について、当ホテルは責任を負いかねます。

第17条（宿泊客の責任）

- 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は、当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第18条（客室の清掃）

- 宿泊客が2泊以上連續して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は、原則として毎日行わせていただきます。
2. 宿泊客から清掃は不要である旨のご要望を受けた場合であっても、法令及び都道府県条例等の趣旨に鑑み、少なくとも3日経過ごとに1回、客室の清掃を行わせていただくものとします。但し、当ホテルが必要と認める場合には、隨時客室の清掃ができるものとします。
 3. 前項の客室清掃について、宿泊客は、これを拒否できないものとします。

第19条（裁判管轄及び準拠法）

本約款に関して生じる一切の紛争については、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を合意管轄裁判所として日本の法令に従い解決するものとします。

別表第1 宿泊料金の算定方法（第11条関係）

内訳	
宿泊料金	基本宿泊料金
	付帯料金
	税金
	室料
	飲食料金及びその他の利用料金
	消費税

(注)

1. 宿泊料金は、店舗内、パンフレット及びホームページ等に掲示する料金表によります。
2. 客室定員数を超えて宿泊できるのは、小学校3年生以下の方に限ります。但し、客室の規模等により、人数を制限させていただく場合があります。
3. 前項によるご利用の場合の朝食料金は、次に掲げるところにより申し受けます。
 - (1) 小学生以上 500円（消費税別）
 - (2) 未就学児 無料

別表第2 違約金（第5条・第13条関係）

人 数	連絡なしの不泊	当日	前日	2日前～9日前
14名まで	100%	80%	20%	—
15名以上	100%	80%	20%	10%

(注)

1. %は、基本宿泊料金及び付帯料金に含まれる他事業者との提携宿泊プランにおける提携料金分の合計額に対する違約金の比率です。
なお、提携する他事業者が定めるキャンセルポリシーにしたがって計算した金額が上記によって計算した違約金の額を上回る場合、その金額を違約金として收受します。
2. 宿泊人数の一部について契約の解除があった場合、契約を解除された人数分の宿泊料金を基に算出した額の違約金を收受します。

■利用規則

当ホテルは、宿泊客に安全・快適なご利用をいただくためと、ホテルの持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。

この規則に違反したときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

1. 貴重品は、その種類及び価額を明告したうえで、フロントへお預けください。但し、以下の物品のお預かりは致しかねます。
(イ) 50万円を超える価値を有する物品又は金銭等
(ロ) 情報記録装置を有する機器（パソコン、携帯電話、その他のIT機器等）
(ハ) 個人情報に関わる物品（顧客名簿等）
2. 客室定員を超えての客室利用は、原則禁止致します。
申し出なく客室定員を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。
3. 当ホテル内での次に定める行為は固く禁止しております。
 - (1) 暖房用、炊事用の火器及び当ホテルの貸出品以外のプレス用のアイロンその他の電化製品の使用
 - (2) ベッド、その他の火災が発生しやすい場所及び当ホテル所定の場所以外での喫煙
 - (3) 放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他、第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
 - (4) 次に定める物品の持ち込み
(イ) 動物、鳥類等（盲導犬等を除く。）
(ロ) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
(ハ) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
(ニ) 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
(ホ) 著しく多量もしくは重量のある物品
(ヘ) 悪臭を発するもの
 - (5) 公序良俗に反する行為
 - (6) 他の宿泊客にチラシその他の広告物を配布する行為
 - (7) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
 - (8) 客室以外の場所での所持品の放置
 - (9) 客用以外の施設への立ち入り（緊急事態又はやむを得ない事情のある場合を除く。）
 - (10) 当ホテル外から飲食物等の出前を取ること
 - (11) ユニットバス内及び大浴場内での染毛、漂白剤等の使用
 - (12) その他当ホテル内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為
4. 客室内での次に定める行為は固く禁止しております。
 - (1) 営利を目的とした活動及び宿泊を目的としない利用
 - (2) 外来者との客室での面会
 - (3) 客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他ホテルの外観を損なう物品を掲示すること
5. 客室ルームキーを紛失した場合は、交換工事費用として金2,000円を申し受けます。
6. ご宿泊日数を延長なさる場合は、それまでの利用料の全額を申し受けます。
7. お預かりの洗濯物や忘れ物の保管は、宿泊約款第15条の規定に従うものとします。
8. ご滞在中の現金や貴重品は、フロントでお預かりすることができます。ただし、美術品、骨董品など損壊しやすい品物は一切お預かりできません。なお、ホテル内（客室を含む）での金品の盗難や紛失につきましては、当ホテルでは一切責任を負いかねます。
9. 刺青、タトゥー（シールを含む）のある方、泥酔の方は大浴場への入場をお断りしております。